

長野県科学技術振興指針

～「質的に豊かな県民生活」と「市場競争力を有する地域産業」の実現をめざして～

(案) 概要版

平成28年2月15日（月）
長野県中小企業振興審議会

しあわせ  信州

第2期長野県科学技術産業振興指針とは

(目的)

長野県科学技術産業振興指針は、科学技術基本法（平成七年十一月十五日法律第百三十号）に規定されている地方公共団体の責務に基づき、将来の長野県の豊かな県民生活の実現と産業の創出を図るため、本県の特徴を活かした科学技術と産業の振興に資する長期的な方針を定めることを目的として策定している。

科学技術基本法（平成七年十一月十五日法律第百三十号）抜粋

(目的)

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(計画期間)

平成22年度から平成31年度までの10年間とするが、これまでにないスピードで変遷する科学技術に対応するため、中間年となる平成26年度を目途に指針の内容を見直す。

第2期長野県科学技術産業振興指針見直しの背景（変化）

<国の科学技術政策の変化>

- ・第4期科学技術基本計画（計画期間：平成23年度から平成27年度）策定
- ・平成28年度からスタートする第5期科学技術基本計画が平成28年1月に閣議決定
- ・平成25年度からは、第4期科学技術基本計画と整合性を持たせた科学技術イノベーション総合戦略が毎年度策定

<県政の変化>

- ・長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）（計画期間：平成25年度から平成29年度）策定
- ・長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略（対象期間：平成27年度から平成31年度）策定

<当県を取り巻く環境の変化等>

- ・少子高齢化の進展、人口減少の本格化、経済のグローバル化や成熟化の進行、東日本大震災によるエネルギー制約 等
- ・情報通信技術の急速な発展やグローバル化の進展により、科学技術の進歩も大幅に加速

指針の見直し（平成27年1月に作業に着手）

⇒「状況変化に的確に対応」＋「指針をより実効性のあるものとして、さらなる成果を創出」⇒内容を全面的に見直し！

指針見直しに係る検討状況

●見直し体制

各分野の科学技術に関する外部有識者から構成される長野県科学技術産業振興検討会議と関係部局の担当者により構成される庁内検討会議により検討。

長野県科学技術産業振興検討会議

氏名	所属・役職	
植木 達人	信州大学 農学部森林科学科	教授
◎大石 修治	信州大学	名誉教授, 特任教授
小林 幸	(公財)長野県テクノ財団	専務理事
二階堂知己	筑波大学 URA研究支援室 ※(国研)科学技術振興機構より 出向中	シニアリサーチ・ アドミニストレータ
平林 健吾	㈱サイバックコーポレーション	相談役, 名誉会長, 技術顧問
森 和男	(国研)産業技術総合研究所 製造技術研究部門	名誉リサーチャー

◎は委員長

提言

繰り返し

検討
結果等

庁内検討会議

部局	構成課(室)
危機管理部	消防課
企画振興部	総合政策課
健康福祉部	健康福祉政策課
環境部	環境政策課
産業労働部	産業政策課(事務局), サービス産業振興室, ものづくり振興課
観光部	信州ブランド推進室
農政部	農業政策課, 農業技術課
林務部	森林政策課, 信州の木活用課
建設部	技術管理室
教育委員会事務局	教育政策課

●見直し作業

日付	項目	内容
平成27年1月30日(金)	第1回長野県科学技術産業振興検討会議	・指針の取組状況等, 指針見直しの方向性等に係る意見交換 等
平成27年5月21日(木)	第2回長野県科学技術産業振興検討会議	・見直しの方向性(案), 指針の体系・構成見直し(案) 等
平成27年8月27日(木)	第3回長野県科学技術産業振興検討会議	・見直しの骨子(案), 指針の名称変更 等
平成27年10月29日(木)	第4回長野県科学技術産業振興検討会議	・見直しの骨子(案), 骨子(案)以外の見直しの検討状況 等
平成28年1月6日(水)	第5回長野県科学技術産業振興検討会議	・指針(案) 等
平成28年1月29日(金) ~2月29日(月)	パブリックコメント	・県民等からの意見募集
平成28年3月	指針見直し	・指針見直し決定

2

指針見直しの主なポイント①

1 指針の位置づけの明確化

本指針は、科学技術基本法(平成七年十一月十五日法律第三十号)に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定するものであり、当県の県政運営の基本となる長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)の実現を、科学技術の面から支えるものと位置づける。

2 指針策定の趣旨

本指針は、科学技術を振興することにより、「質的に豊かな県民生活」と「市場競争力を有する地域産業」を実現し、「貢献」と「自立」の経済構造への転換を促進するための取組に関する方針を示すために策定するものである。

3 基本目標(総括的めざす姿)

指針策定の趣旨を踏まえ、指針の基本目標(総括的めざす姿)を以下のとおりとする。

総括的めざす姿
「貢献」と「自立」の経済構造への転換

★ここに注目!

科学技術基本法の目的である「科学技術の振興を図ることにより、我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与」にも整合。

4 基本目標(総括的めざす姿)の実現に向けた基本的な考え方

指針策定の趣旨にある「質的に豊かな県民生活」と「市場競争力を有する地域産業」を実現するためには、県民や企業、さらには行政などが抱えている様々な課題(=地域課題)を解決することが必要となる。従って、本指針では、指針の基本目標(総括的めざす姿)の実現に向けた基本的な考え方として、地域課題の解決に重点を置くこととする。

5 県の役割

県は、関係機関と連携しながら、大学・県試験研究機関等において創出された科学技術を活用した取り組みを推進することにより、地域課題の解決を図るとともに、解決手法のビジネス化等につなげ、「質的に豊かな県民生活」と「市場競争力を有する地域産業」を実現し、「貢献」と「自立」の経済構造への転換を促進する役割を担う。

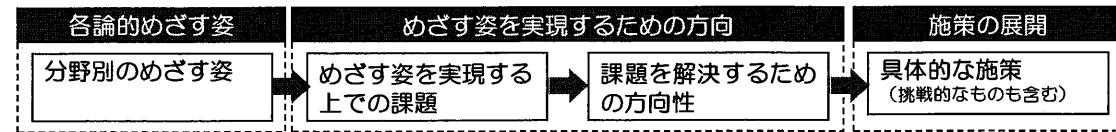
3

指針見直しの主なポイント②

6 指針の体系・構成

指針の総合的めざす姿や各論的めざす姿（＝分野別に設定するものであり、総合的めざす姿の実現に資するもの）を実現するための道筋を論理的に提示する。

総合的めざす姿：「貢献」と「自立」の経済構造への転換



※「分野別のめざす姿」から「具体的な施策」までは、相互に関連づけるもの（＝論理的な道筋）とする。

(各論的めざす姿一覧)

分野	各論的めざす姿
防災	迅速かつ正確な災害情報の収集・共有・発信を行う仕組みの強化により、適時的確な避難行動ができる地域社会の実現 インフラ施設の老朽化による事故等が発生しない、安心して暮らせる地域社会の実現
健康・福祉	全国トップレベルの健康長寿の将来にわたる継承・発展の実現 誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現
環境保全	省エネルギー化が進み、自然エネルギー利用が普及した地域社会の実現 資源の消費抑制や有効活用が進み、廃棄物の環境への負荷が低減された循環型社会の実現 良好な水・大気環境が保全された地域社会の実現 生物の多様性が保全された地域社会の実現 気候変動に適応する技術開発により、地球温暖化による被害が抑制された地域社会の実現
製造業	先進的な科学技術の活用による市場競争力を有する「貢献」と「自立」のものづくり産業の実現
サービス産業	競争力（生産性及び付加価値）の高いサービス産業の実現
農業	高品質な農産物の安定生産と、生産コストの削減による、農業所得向上の実現 国内外で認められる信州産農畜産物のブランド化の実現 美しい農村景観や豊かな農村環境が維持・創造される農業・農村の実現
林業・林産業	高収益・高効率の自立した林業の実現 きのこや山菜などの特用林産物の振興による地域経済の活性化の実現 木質バイオマスの活用による地域経済の活性化と循環型社会の実現 農林業及び自然環境等に対する野生鳥獣による被害軽減の実現

見直し後の指針のイメージ

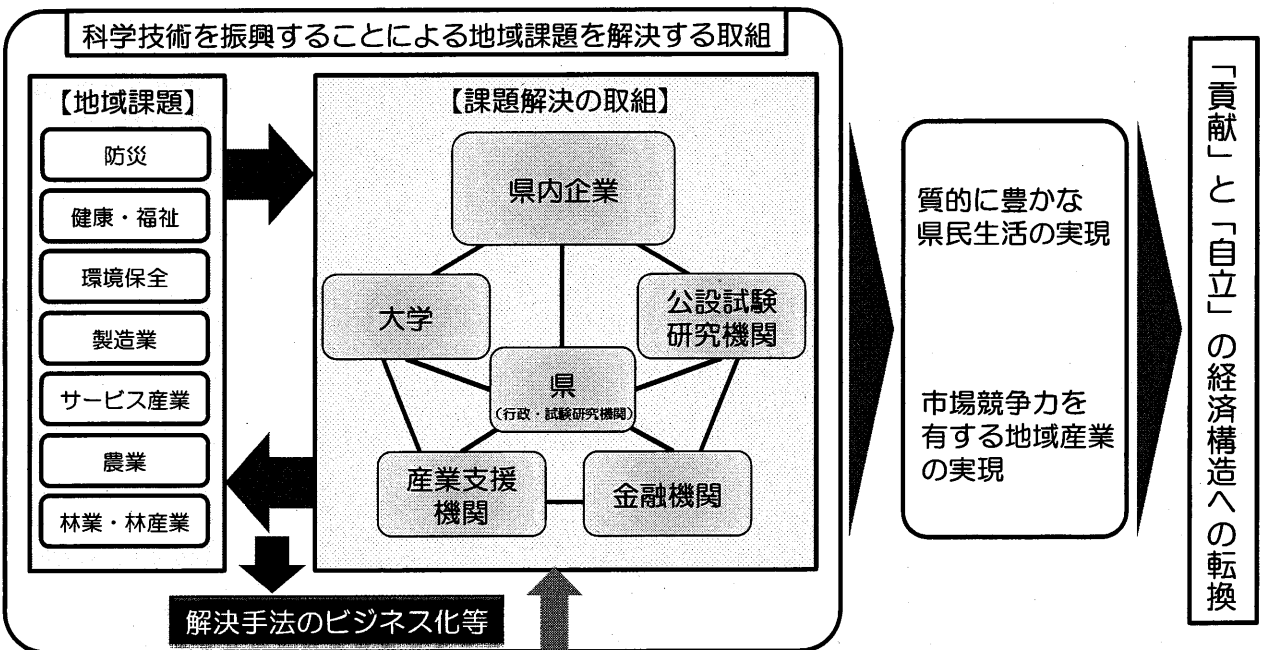
【指針の名称】

長野県科学技術振興指針

～「質的に豊かな県民生活」と「市場競争力を有する地域産業」の実現をめざして～

★ここがポイント！

科学技術基本法の目的である「科学技術の振興を図ることにより、我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与」に整合する名称に見直し。



○関係機関と連携しながら、科学技術を振興する取組を推進 二 県役割

